

村山市長交際費の公表に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長の交際費支出に係る情報の公表に関し、透明性を高め、市民にわかりやすく明示するために、必要な事項を定めるものとする。

(公表する事項)

第2条 市長交際費（以下「交際費」という。）は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 支出区分（村山市長交際費支出基準による。）
- (3) 支出先、内容等
- (4) 支出金額

(公表の時期)

第3条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日（15日が市の休日となる場合はその翌日）まで行うものとする。

(公表の方法)

第4条 交際費の公表の方法は、その内容を別記様式により市のホームページに掲載する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

別記様式（第4条関係）

交際費執行状況（ 月分）

支出区分	支出月日	支出先、内容等	支出金額（円）

累計（ 年度）

支出区分	累計額（円）	件数（件）
御 祝		
見舞い		
香 典		
供物（生花・花環）		
会 費		
寸 志		
協賛金		
接遇費		
合 計		

村山市長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、行政の円滑な執行を図るため、市長が、市又は外部の団体又は個人との交際に要する経費の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 村山市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 村山市政の発展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出区分)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 御 祝 記念行事や祝賀会等へのお祝に係る経費
- (2) 見舞い 病気、災害、事故等への見舞いに係る経費
- (3) 香 典 葬儀等における香典に係る経費
- (4) 供 物 葬儀等における生花、花環に係る経費
- (5) 会 費 行事の出席に要する経費（案内書に記載の額）
- (6) 寸 志 会費が示されない飲食を伴う会合等に係る経費
- (7) 協賛金 各種大会、団体等で公益性のあるものへの協賛に係る経費
市として同一行事に対する重複した支出は行わない。また、同一団体への協賛は年度内1回とする。
- (8) 接遇費 市長が自ら主催する接遇に係る必要経費
人数の制限などにより経費の節減をはかり、必要最小限にとどめること。

(支出限度額)

第4条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出限度額は、別表のとおりとする。

(支出の方法)

第5条 交際費の支出については、総務課長に交際費支出伺票をあらかじめ提出し、

正当債権者に支払いをする。

2 領収証書又は、これを得がたい場合は、総務課長の支払い証明書等を整理保管しておくこと。

(代理出席)

第6条 市長が出席できない行事等において、関係課長等が代理出席する場合、同様に交際費を支出することができる。

(改正)

第7条 この基準については、社会経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、同日以降において支出する交際費から適用する。

別表（第4条関係）

市長交際費支出基準

支出区分	金額・限度額等
御 祝	10,000 円
見舞い	10,000 円
香 典	10,000 円
供 物	20,000 円
会 費	会費相当額
寸 志	会費相当額
協賛金	10,000 円
接遇費	1 人 5,000 円

備考

上記支出区分以外に支出する必要がある場合や特段の事情がある場合は協議のうえ社会通念上に照らした額かつ必要最小限を支出する。